

『事業継続力強化計画等について』
(商工労働観光部商工政策課)

中小企業強靱化法の概要	1
事業継続力強化計画	
・ 事業継続力強化支援計画のスキーム	2
事業継続力強化計画について	3
事業継続力強化支援計画について	9
(参考)	
事業継続力強化計画パンフレット	11

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案【中小企業強靱化法案】の概要

1. 背景

- 自然災害の頻発化、経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれている。
- 中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要がある。

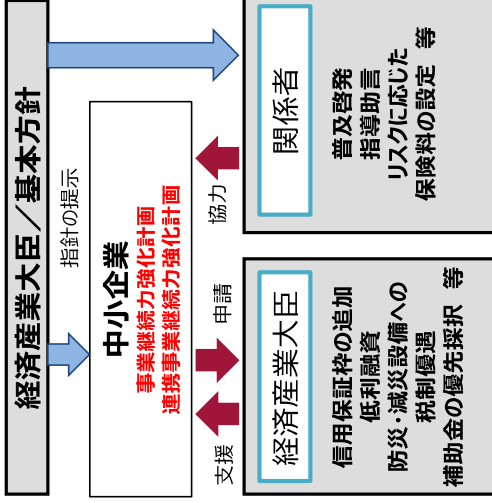
2. 主な措置事項

- (1) ① 中小企業が、単独又は他者と連携して行う、事業継続力強化に対する支援
- ② 商工会・商工会議所が市町村と共同で行う、小規模事業者の事業継続力強化のための取組に対する支援
- (2) 個人事業者の事業承継（生前贈与）の円滑化に資する、遺留分に関する民法特例の個人事業者への対象拡大 など

(1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化

① 事業継続力強化に対する支援【中小企業等経営強化法改正】

- 事業継続力強化に関する「基本方針」の策定
- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者※1に期待される協力
※1 サブプライチエーンの親事業者、金融機関、保険会社、地方自治体、商工団体等を想定。
- 中小企業の事業継続力強化に関する計画を認定し、支援措置を講ずる。
→ ① 中小企業が単独で行う「事業継続力強化計画」
例) 災害時の初動対応、自家発電、制震・免震装置等の設備投資、保険加入等のリスクファイナンス、実効性確保に向けた訓練の実施等
- ② 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」
例) 経営資源の融通(原材料、人員派遣、代替生産)等
- 中小企業を取り巻く関係者※2による協力(努力規定)
※2 法律案は、国、地方公共団体、親事業者に加えてその他の者を規定。



② 商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援【小規模事業者支援法改正】

- 商工会又は商工会議所が市町村（特別区含む）と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業（普及啓発、指導助言、復旧支援等）に関する計画を都道府県が認定。
※ これらに要する経費について地方交付税措置を講ずることとしており、地域における小規模事業者支援を推進。

(3) その他（関係者の関与による基盤強化等）

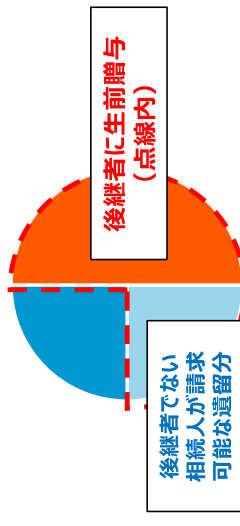
- 上記と併せ、中小企業の基盤強化を図るため、
 - ・ 一定の要件を満たす中小企業者等が社外高度人材（プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等）を活用して新事業分野を開拓する計画の認定制度を創設し、認定を受けた者に対し金融支援・税制支援（ストックオプション税制の対象に、計画に従って活用する社外高度人材を追加）を講ずる。
 - ・ 小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と市町村（特別区含む）が共同で計画を作成するとともに、認定の際に都道府県知事の意見を聴くものとする。
- これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに（独）中小機構の業務に追加するため、【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】も一部を改正。

(2) 中小企業の経営の承継の円滑化【承継円滑化法改正】

- 個人事業者の土地、建物、機械等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれた。
- 新税制の効果が十分に発揮されるよう、遺留分※1に関する民法特例の対象を個人事業者に拡大。
※1 民法上、最低限保障されている相続人の取り分

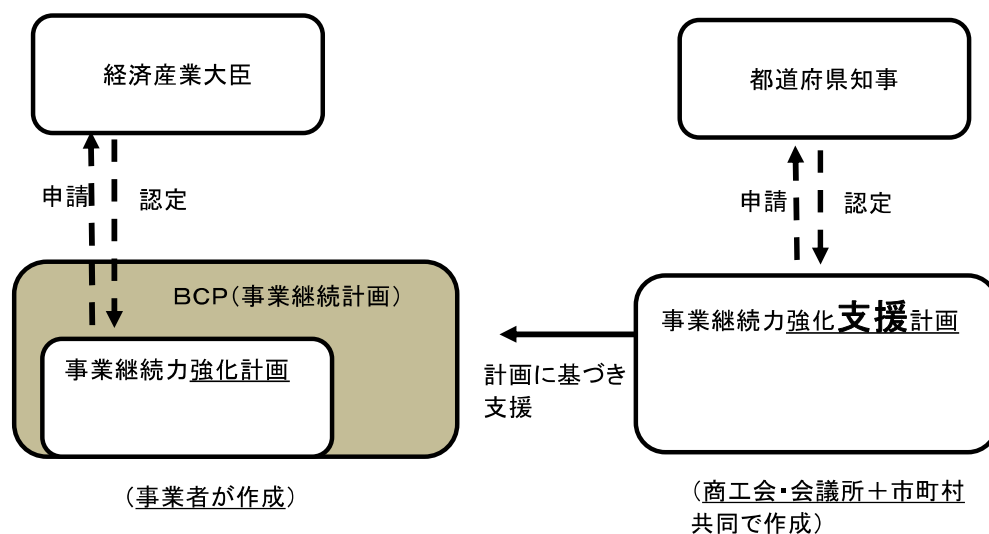
(現行の手続)
会社について、相続人全員の合意を得れば、簡便な手続で、後継者に生前贈与された株式を、遺留分を算定するための財産から除外すること等が可能。

<遺留分請求のイメージ>



(注)後継者が不在相続人が事後的に自らの遺留分を請求すれば、後継者は事業用資産の一部を失うおそれ。

○事業継続力強化計画・強化支援計画のスキーム



○事業継続力強化計画

概要: 事業者による災害時の被害想定及び初動対応・事前対策等の計画

申請者: 中小・小規模事業者等
(単独又は他者と連携)

記載内容: ①企業の概要
②自然災害が事業に与える影響
(ハザードマップ等による被害想定)
③初動対応の内容(安全確保策等)
④事前対策の内容
(機器固定、損害保険の加入等)
⑤平時の推進体制

計画期間: 3年以内

メリット: 補助金審査時の加点、融資制度での優遇等

○事業継続力強化支援計画

概要: 商工団体と市町村の連名による、事業者の事業継続力強化計画やBCP等策定の推進及び発災時の支援体制等に係る計画。

申請者: 商工会・会議所と市町村の連名

記載内容: ①現状、課題、目標
②計画の内容及び実施期間
③実施体制
④法定経営指導員氏名
⑤必要資金の額及び調達方法
⑥連携して計画を実施する者がいる場合、その者について

計画期間: 3年～5年



事業継続力強化計画認定制度の概要 (令和元年7月16日施行)

3

令和元年9月

中小企業庁 経営安定対策室

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加算などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

● 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。

- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。

※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。

- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- （連携をして取り組む場合）連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



(参考) 中小企業防災・減災投資促進税制 (平成31年度税制改正大綱)

- ・「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、防災・減災関連の設備投資を加速化するため、中小企業防災・減災投資促進税制を創設。

【税制の概要】

- **対象者**：経産大臣による防災・減災対策に関する計画の認定を受けた者
(中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。)
- **支援措置**：特別償却20%
- **対象設備**：
 - － 機械装置 (100万円以上)：自家発電機、排水ポンプ等
 - － 器具備品 (30万円以上)：制震・免震ラック、衛星電話等
 - － 建物附属設備 (60万円以上)：止水板、防火シャッター、排煙設備等



【想定される投資事例】

- ・ 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- ・ 災害時もサーバーが最低限稼働できるように、制震ラック、非常用発電機を導入

事前対策の効果（3）

・災害に備え、「事業継続計画」の形は取らずとも、実効性のある取組を行う企業が存在。

目的の設定

鋳型中子製造業

従業員数：
130名



- ・「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とする。
- ・この目的を掲げたことは、従業員の定着率向上にも貢献。

情報のバックアップ

機械製造業

従業員数：
12名



- ・設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。
- ・遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。

協力体制の構築

プレス加工業

従業員数：
26名



- ・遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。
- ・自社被災時には、重要な金型を持ち込み提携先での生産を可能に。
- ・費用等の負担も大きくなく、実効性を確保。

初動対応手順の設定

研磨加工業

従業員数：
60名



- ・2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、関係先との連絡網を構築するとともに、従業員の安否確認、復旧等の手順を定めている。
- ・水災により被害を受けたが、事前対策を講じていたため、目標どおり事業を再開。

受電設備等の高所配置

生花店

従業員数：
5名



- ・過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。
- ・豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。

リスクファインスの取組

食品加工業

従業員数：
197名



- ・地震保険にあらかじめ加入。
- ・津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。
- ・安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。

中小企業を取り巻く関係者に期待される支援

- 中小企業を取り巻く多様な関係者には、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することを期待。

① サプライチェーンにおける親企業

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③ 損害保険会社

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④ 地域金融機関

- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

- 商工会・商工会議所の「事業継続力強化支援計画」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施
- 自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、地方交付税を措置
- 中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

2-5. 複数の事業者が連携して取り組む防災・減災対策

i) 組合等を通じた水平連携

<遠隔地の組合間における自然災害に備えた連携体制の構築>

- 2つの県の中央会が仲介して、両県の組合間で、連絡網を整備。被災時の応援や代替生産等を行うためのガイドラインを作成し、組合間の交流を実施。
- この取組を横展開し、両県の他の組合間でも、同様の協定を締結。



ii) サプライチェーンにおける垂直連携

<親事業者と協力会との平時からの連携>

- □ 親事業者へのサプライヤーが集まる協力会では、平時から、共同納入や金型保管などの協力を行っており、協力会としても、BCP策定を進めるとともに、代替生産先を検討。
- 親事業者は、協力会におけるBCPの取組状況をチェックリストなどで把握し、必要な助言等の支援を行っている。



iii) 地域における面的連携

<地域にとって重要な工業団地における災害時連携の検討>

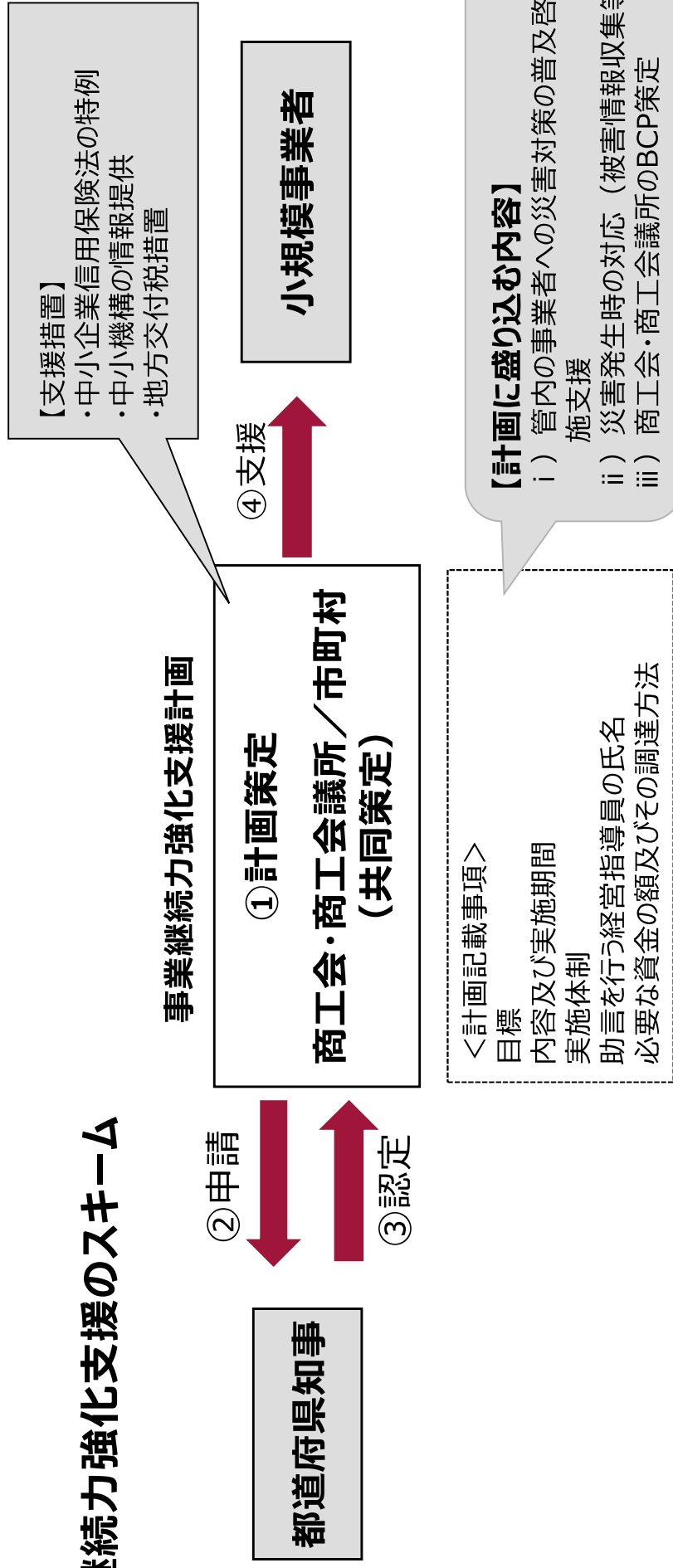
- 大企業が実質的な核となり、工業団地内自治会に参加する大企業・中小企業が連携して、自然災害時を見据えた対応体制を検討（同工業団地は臨海部にあり、最悪の場合、孤立化するおそれあり）。
- 共同での避難訓練や、被災時の地方自治体との連絡体制の構築などを行うとともに、道路啓開や救護所運営のための体制構築についても、地方自治体と検討中。



② 商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画（事業継続力強化支援計画）を策定し、都道府県知事が認定。

事業継続力強化支援のスキーム



9

事前対策

帯広商工会議所は、帯広市、北海道経済産業局の協力のもと、大規模災害時に地域住民の健康に直接影響を与え得る薬局のBCP策定の推進ため、セミナーを開催。

事後対策

九州・沖縄ブロックの商工会連合会が日本公庫・沖縄公庫を含む災害発生時の情報収集、復旧に向けた連携協定を締結。



○事業継続力強化支援計画記載項目

項目		
1	事業継続力強化支援事業の目標	
	① 現状	
	(1)地域の災害リスク	
	(2)商工業者の状況	
	(3)これまでの取組	
	② 課題	
	③ 目標	
2	④ その他	
	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	
	⑤ 実施期間	
	⑥ 事業の内容	
	(1)事前の対策	
	・小規模事業者に対する災害リスクの周知	
	・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成	
	・関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等	
	(2)発災後の対策	
	・応急対策の実施可否の確認	
	・応急対策の方針決定	
	(3)発災時における指示命令系統・連絡体制	
	(4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援	
(5)地区内小規模事業者に対する復興支援		
⑦ その他		
3	事業継続力強化支援事業の実施体制	
	⑧ 実施体制	
	⑨ 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
	⑩ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先	
	⑪ その他	
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	
	⑫ 必要な資金の額	
	⑬ 調達方法	
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合	
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	ロ. 当該者との連携に関する事項	

中小企業の事業継続力の強化を応援します！

「事業継続力強化計画」認定制度のご案内



災害に負けない、 “事業継続力”を強化しよう。

地域の経済活動やサプライチェーンを支える企業として、いざという時に従業員の命や雇用を守り、地域や顧客との関係を維持・発展させていくことが必要です。

実効性のある計画を策定し、災害に負けない“事業継続力”を強化させましょう。



自然災害は年々増加

近年の気候変動等の影響により、西日本豪雨（平成30年7月豪雨）や台風による深刻な被害が各地で発生しています。

加えて、近い将来、南海トラフ地震や首都直下型地震といった巨大地震の発生が予測されています。また、全国各地で雪害や竜巻、火山の噴火等様々な自然災害に伴うリスクも想定されます。

災害発生に伴う数々のリスク

事業活動停止のリスク

1. 営業再開が遅れ、取引先が発注先を替えてしまう。
2. 営業停止期間中、経営上の損失が生じ続ける。
3. 営業停止期間中に得られたはずのビジネスチャンスを逃してしまう。

ヒト（人員）

連絡網等を準備していなかったため、一部従業員の所在が掴めず、人手の確保ができない！

モノ（建物・設備・在庫等）

大雨で浸水し、倉庫にあった在庫が全て販売不可になってしまった！

カネ（資金繰り）

保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たない！

情報（顧客データ等）

データのバックアップを保存しておらず、重要なデータをすべて喪失してしまった！

まずは自然災害によるリスクを想像し、対策に向けて一步を踏み出すことが重要です。

防災・減災対策に取り組む中小企業を応援する新しい制度がスタートします!

「事業継続力強化計画」認定制度



経済産業省では、中小企業・小規模事業者の方々が防災・減災に向けて取り組む計画を認定します。計画の認定を受けた中小企業の皆様は、下記の支援策(優遇制度)をご活用いただけます。(一部条件がある支援策があります。)

認定企業への支援策

- 1 日本政策金融公庫による低利融資(設備投資資金)
- 2 信用保証枠の追加
- 3 防災・減災設備への税制優遇
災害時に役立つ設備(自家発電設備、制震・免震ラック、止水板等)を導入した場合に特別償却(20%)が可能
- 4 補助金の優遇措置
- 5 認定ロゴマークの使用
- 6 本制度と連携いただける企業・団体からの支援

申請方法

(1) 「事業継続力強化計画」の策定

本パンフレットや中小企業庁ホームページに掲載している「策定の手引き」を参照いただき、事業継続力強化計画を策定ください。

(2) 申請

計画策定後、管轄する経済産業局(又は内閣府沖縄総合事務局)に申請書及び必要書類をご提出ください。

(3) 認定

申請後、認定まで約45日かかります。

(4) 計画の開始

計画が認定された場合、申請した経済産業局から認定通知書が交付されます。認定後は、計画に記載した項目を実施ください。
※計画認定後に、上記支援策をご活用いただけます。

経済産業大臣
(地方経済産業局等)

申請



認定

事業継続力強化計画

中小・小規模事業者等

“実効性のある具体的

“何のために取り組むか”を確認しよう

取組の目標を考えましょう。事業者によって目標(目的)は相違します。被災した場合を想定して、「事業継続力強化に取り組む目的」を明確に決めておきましょう。目的を社内で共有しておくことで、いざという時に従業員は適切な対応を取ることができます。

ハザードマップを活用し、自然災害リスクを把握しよう

国や各地方公共団体では、域内の自然災害を“見える化”したハザードマップを公開しています。また、防災科学技術研究所のJ-SHIS(地震ハザードステーション)では、全国地震動予測地図を公開しています。このような情報を参考に、自社の立地する拠点や地域において、どのような自然災害リスクがあるのか把握しましょう。そして、自然災害等により、自社にどのような影響が発生するのか、ヒト、モノ、カネ、情報の観点から考えてみましょう。

ハザードマップが確認できる情報サイト

防災科学技術研究所
「地震ハザードステーション」
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



国土交通省
「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



な計画”を認定します！

自社にとって必要な事前対策を実施しよう

自然災害等が発生した場合の初動対応を決めておきましょう。また、自社への影響を推定し、目的達成のため必要な「事前対策」を具体的に検討しましょう。

自然災害等が発生した場合の初動対応例

人命の安全確保
(従業員の避難、安否確認)

非常時の
緊急体制の構築

被害状況の把握と
情報発信

効果のあった対応

適切な避難誘導(東日本大震災)

工場に最も近い高台を避難場所として決めておき、従業員に対する避難誘導手順を作成しておいたため、従業員を無事に避難させることができた。

安否確認の実施(東日本大震災)

平常時に従業員の緊急連絡先リストを作成しておいたことで、災害時に安否確認メールの一斉送信をすぐに行え、従業員一人一人からの返信によって安否を確認することができた。

指揮命令体制の整備(大阪府北部地震)

災害対策本部の設置基準を「震度6以上の地震が発生した場合」と設定し、災害対策本部の構成要員、各班の役割も事前に決めていたことで、混乱なくスムーズに対策本部を設置することができた。

状況把握と情報発信(西日本豪雨)

災害が発生した場合に「工場の被害状況」「工場の復旧見通し」「納期の遅れの発生の有無」をホームページを通して発信すること、主要な顧客に対して同情報を連絡することを決めていた。結果、混乱が起きず、納期の遅れは少しあったものの顧客離れが起きることもなかった。

ヒト(人員)の事前対策例

災害時の緊急参集要員の決定

離れた地域の同業者や関係企業と
非常時の人員応援協定を締結

効果のあった対策

遠隔地の同業者が代替生産(熊本地震)

事前に遠隔地の同業者と応援協定を結び、代替生産体制を構築していたため、被災時に重要な金型を提携先に持ち込み、応援人員により、生産を継続することができた。

モノ(建物・設備・在庫等)の事前対策例

- 排水溝等の定期的な清掃
- 棚、什器、机、パソコン、モニター等の固定状況、耐震対策の状況の確認、免震装置の導入(地震対策)
- 配電盤を高所に設置(水害対策)
- 二次災害の危険性があるボイラーや火気設備等に自動停止機能を付加
- 事業に必要な資源(設備、資材、燃料)の調達先リストの作成

効果のあった対策

受電設備等の高所配置(西日本豪雨)

過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置しておいたため、豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業を再開できた。

オフィス内什器、事務機器の固定(大阪府北部地震)

事業所内にある棚やコピー機、社員のデスクまわりの固定化をしていたため、大きな被害が出なかった。

カネ(資金繰り)の事前対策例

- 水災や地震等の災害に対応した損害保険や共済への加入(建物や機械設備だけでなく、製品在庫や資材等を対象とした保険・共済に加入)
- 休業時に利益補償をする保険に加入
- 被災した際に融資を受けられる金融機関や行政窓口の確認

効果のあった対策

リスクファイナンス対策の取り組み(東日本大震災)

津波で大きな被害を受けたが、地震保険にあらかじめ加入していたため、保険で復旧費用を確保できた。結果、従業員を解雇することもなく、その後の新入社員確保にプラスに作用した。

情報(顧客データ等)の事前対策例

- 契約書や顧客情報(重要な情報)のバックアップを作成し、安全な場所(貸金庫や遠隔地)に保管

効果のあった対策

機械の設計図面データの常時バックアップ(東日本大震災)

機械の設計図面等の重要なデータのバックアップを遠方のグループ会社に常時保管していたため、地震によるサーバの停止後の復旧が迅速にできた。

実効性を確保する取組を！

具体的な対応を定めた事前対策をいつでも実行できるよう、その実効性を確認(検証)しておくことも重要です。経営者も積極的に関与し、定期的に訓練や計画の見直しを行いましょう。

- 計画の策定過程での、経営者の関与
- 計画の実効性を確認するための訓練実施
- 計画内容の見直し

期待される取組事例

ヒトの対策／協力体制の構築

プレス加工業

遠隔地の同業者と協力体制を構築し、被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。



ヒトの対策／初動対応手順の設定

研磨加工業

被災から2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、安否確認、復旧等の手順を定めていたため、水災により被害を受けたが、目標どおり事業を再開。



モノの対策／代替生産

プレス加工業

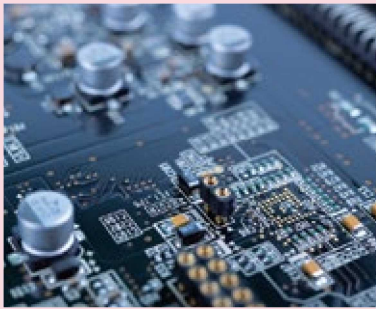
自社被災地の代替生産協定を同業他社と締結し、協定先に金型を提供できる体制を整備。



モノの対策／防災・減災投資

電子部品製造業

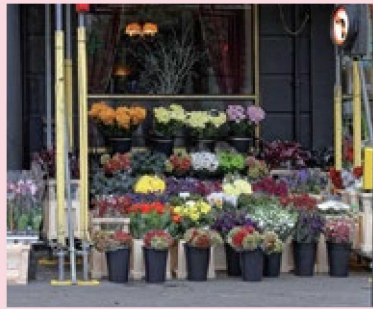
事前に生産設備等に免震・制震対策を施していたため、震度5の揺れがあったが、被害は軽微。



モノの対策／防災・減災投資

生花小売

冷蔵ショーケースの電源を高所に配置していたため、店舗は水没したが、早期に営業を再開。



モノの対策／受電設備等の高所配置

生花店

過去の水害を踏まえ、冷蔵用の電気設備を高所に配置したため、豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開。



カネの対策／保険の活用

酒造業

工場が水没して大きな損害が発生したが、事前に水災保険に加入していたため、設備の復旧費用の多くを補填し、新しい設備を早期に導入。



カネの対策／リスクファイナンスの取組

食品加工業

津波で大きな被害を受けたが、地震保険で復旧費用を確保。安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にプラスに作用。



情報の対策／情報のバックアップ

機械製造業

設計図面等の重要データを遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。



よくある質問

Q 申請書はどこに提出するのですか。

A 申請者(連携計画の場合は代表者)の所在する地域を管轄する経済産業局(又は内閣府沖縄総合事務局)にご提出ください。

Q 申請書の様式はどこで入手できますか。

A 申請書の様式は下記中小企業庁ホームページからダウンロードできます。「策定の手引き」も併せて公表しておりますので、申請書作成(計画策定)の際にご参考ください。

Q 計画の策定方法がよくわかりません。サポートしてもらうことはできますか。

A 専門家による策定支援(ハンズオン支援)や、策定のためのワークショップの開催を行っております。(詳しくは下記ホームページにて最新の情報をご確認ください。)

Q 認定を受けた事業者はどのような支援を受けることができますか。

A 当パンフレット(2ページ)で各支援策を簡単にご紹介しております。「低利融資」についてはお近くの日本政策金融公庫の支店、「信用保証枠の追加」についてはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。(その他の優遇制度については経済産業局にご確認ください。)

■ 中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

中小企業庁HP ▶ 経営サポート ▶ 経営安定支援・BCP ▶ 事業継続力強化計画

お近くの経済産業局等(申請のご相談)

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 011-709-1783 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
関東経済産業局 産業部 中小企業課 048-600-0321 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
中部経済産業局 産業部 中小企業課 052-951-2748 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号
近畿経済産業局 産業部 中小企業課 06-6966-6023 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館/2・3・5階
中国経済産業局 産業部 中小企業課 082-224-5661 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
四国経済産業局 産業部 中小企業課 087-811-8529 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33
九州経済産業局 産業部 経営支援課 092-482-5592 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 098-866-1755 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-0459 FAX : 03-3501-6805 Email : keieiantei@meti.go.jp